

○ 基準額が月額51万円の場合の停止額(月額)

(単位:万円)

基本月額 \ 総報酬月額相当額	15万円	20万円	26万円	31万円	36万円	41万円	46万円	51万円	56万円	61万円	66万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10
10万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5
15万円	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15
20万円	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5
25万円	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20

○ 基準額が月額65万円に引き上げられた場合の停止額(月額)

(単位:万円)

基本月額 \ 総報酬月額相当額	15万円	20万円	26万円	31万円	36万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円	65万円
5万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5
10万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5
15万円	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5
20万円	0	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10
25万円	0	0	0	0	0	0	2.5	5	7.5	10	12.5

【早見表の見方】

- ・月額51万円の基準額をもとに全額支給される箇所を黄色網掛け、月額65万円の基準額をもとに全額支給される箇所を青色網掛けで表しています。
- ・例えば、基本月額が10万円の人の場合、年金が全額支給となる総報酬月額相当額は、41万円から55万円へ引き上げられることになります。